

塩尻市太陽光発電事業の適正な実施に関する 手引き

令和 7 年 7 月

塩 尻 市

目 次

第1章 本ガイドラインについて

- 1-1 ガイドラインの目的と対象
- 1-2 用語の解説
- 1-3 太陽光発電をめぐる地域とのトラブル事例
- 1-4 事業の流れ
- 1-5 禁止区域及び抑制区域について

第2章 太陽光発電設備設置事業の進め方

2-1 事業計画立案前の確認事項

2-2 事務の手続きの流れ

2-3 設置前の手続き

- 1 事前協議
- 2 住民説明
- 3 意見提出
- 4 回答協議
- 5 設置届提出
- 6 協定書締結（市民）
- 7 協定書締結（市）

2-4 設置事業に係る手続き

- 1 着手届
- 2 変更承認届
- 3 完了届

2-5-1 設置後における手続き

- 1 定期報告

2-5-2 設置後の事案発生における手続き

- 1 事故発生報告書
- 2 事業承継届

2-5-3 設置後の事業終了における手続き

- 1 事業終了設備撤退届

2-6 施設設置後の環境配慮

《参考資料》

第1章 本ガイドラインについて

1-1 ガイドラインの目的と対象

・本ガイドラインは、「塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」と併せて、太陽光発電設備の適正な設置及びその後の維持管理を行うために遵守すべき事項を示すことにより、事業者による太陽光発電設備の設置及び管理の自主的な取り組みを促し、市民の安全と安心を確保することを目的としています。

・本ガイドラインは、市内において土地に自立して設置する定格出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電設備を対象とします。ただし、住宅や事業所の屋根、屋上又は壁面に設置するものは対象としません。

1-2 用語の解説

(1)太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備

(2)太陽光発電設備設置事業

太陽光発電設備の設置（当該設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。）を行う事業のうち、本市の区域内に定格出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電設備の設置を行うもの。

ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置を行う事業を除きます。

(3)事業者

太陽光発電設備設置事業を自ら行う者又は発注する者

(4)事業区域

太陽光発電設備設置事業を行う一団の土地

(5)隣接住民等

事業区域の境界から50メートル以内の区域（以下「隣接区域」という。）において居住し、土地若しくは家屋を所有し、又は農林水産業を営む者、生活環境等の保全上の利害関係を有する者及び事業区域に係る自治会の代表者

※隣接区域に複数の自治会が混在する場合は、すべての自治会が該当になります。

1-3 太陽光発電をめぐる地域とのトラブル

太陽光発電施設は、再生可能エネルギーを活用することによって地球温暖化対策に資するものですが、立地場所や設置・運用の仕方によっては、地域住民等の生活環境や、地域で保全しようとしている景観等に影響を及ぼすおそれがあります。

【景観】

豊かな自然や歴史的・文化的背景の下に形成された景観を持つ地域において太陽光発電施設が設置される場合、景観に影響を及ぼす例があります。



【濁水】

斜面に設置した場合、適切な排水対策が講じられていない施設では、降雨の度に、斜面下の隣接地や河川、農業用ため池等へ濁水・土砂が流れ込む被害が発生することがあります。

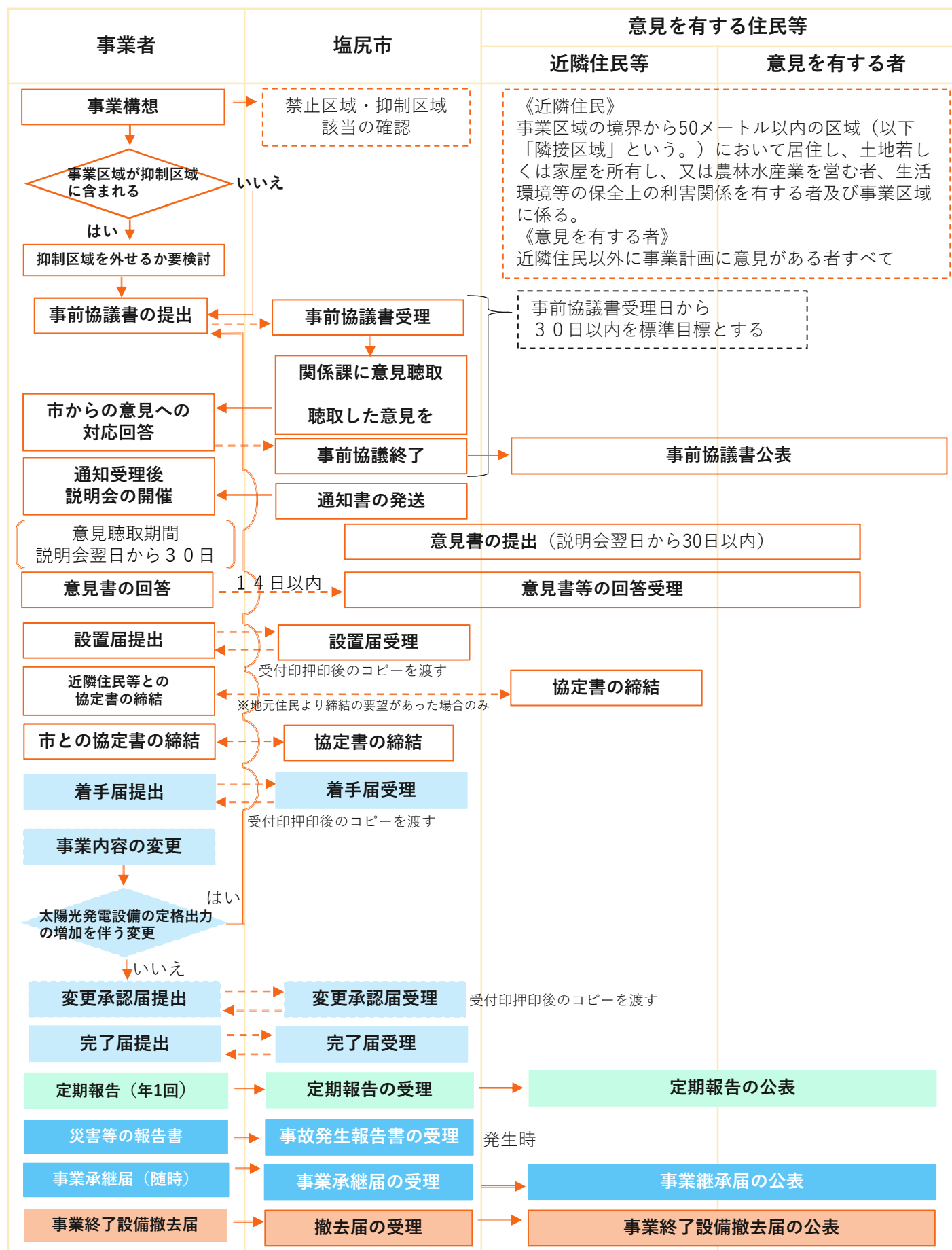


【反射光】

太陽光発電施設に特有の環境影響として、太陽光パネルの反射光による影響があります。



1-4 事業の流れ



- ・・・計画から着手までの流れ
- ・・・着手届から設置完了までの流れ
- ・・・毎年提出する報告業務の流れ

- ・・・事例発生時の業務の流れ
- ・・・事業終了後設備撤去時の業務の流れ

1-5 禁止区域及び抑制区域について

- ①禁止区域＝条例の対象となる太陽光発電施設を設置することができない区域
 ②抑制区域＝条件の対象となる太陽光発電施設を原則設置することができない区域
 ※事前協議書の提出及び土地所有者と契約を締結する前に、必ず事業区域が禁止区域及び抑制区域に含まれているか確認を行うこと。

①禁止区域

	法律及び条例	担当部署
1	砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地	
2	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物の敷地、同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物の敷地、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観	文化財課
3	文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物、同条第2項の規定により指定された特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物	文化財課
4	文化財保護法第143条第1項又は第2項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区及び同法第144条第1項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区	文化財課
5	森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画において定められた同条第2項第1号の森林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林	耕地林務課
6	農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イに掲げる農地（営農型太陽光発電設備に係る設置事業を実施する農用地等を除く。）	農政課
7	自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第2項の規定により指定された国定公園の区域のうち、同法第20条第1項の規定により指定された特別地域	生活環境課
8	地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域	建設課
9	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域及び同法第56条第1項の規定により指定された河川予定地	建設課
10	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域	建設課
11	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域	建設課
12	文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により長野県宝に指定された建造物の敷地	文化財課
13	文化財保護条例第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物	文化財課
14	塩尻市文化財保護条例（昭和42年条例第29号）第4条第1項の規定により有形文化財に指定された建造物の敷地	文化財課
15	塩尻市文化財保護条例第34条第1項の規定により指定された塩尻市指定史跡、塩尻市指定名勝若しくは塩尻市指定天然記念物の存する区域	文化財課

②抑制区域

	法律及び条例	担当部署
1	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域	塩尻市建設課
2	農地法第4条第6項第1号ロに掲げる農地（営農型太陽光発電設備に係る設置事業を実施する農用地等を除く。）	塩尻市農業委員会
3	自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第2項の規定により指定された国定公園の区域のうち、同法第33条第1項の規定により指定された普通地域	塩尻市生活環境課
4	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域	松本建設事務所維持管理課 塩尻市建設課 塩尻市危機管理課
5	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護地区及び同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区	塩尻市耕地林務課
6	長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第3条第1項の規定により指定された長野県立自然公園のうち、同条例第7条第1項の規定により指定された特別地域以外の区域	長野県環境部自然保護課 塩尻市生活環境課
7	長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域及び同条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域	長野県環境部自然保護課 塩尻市生活環境課
8	長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第11条第1項の規定により指定された水道水源保全地区の区域	長野県環境部水大気環境課 塩尻市生活環境課
9	長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項の規定により指定された水資源保全地域	長野県環境部水大気環境課 塩尻市生活環境課
10	条例8条第2号、第3号、第4号 及び第12号から第15号までの区域の敷地境界から30メートル以内の区域	塩尻市文化財課

第2章 太陽光発電設備設置事業の進め方

2-1 事業計画立案前の確認事項

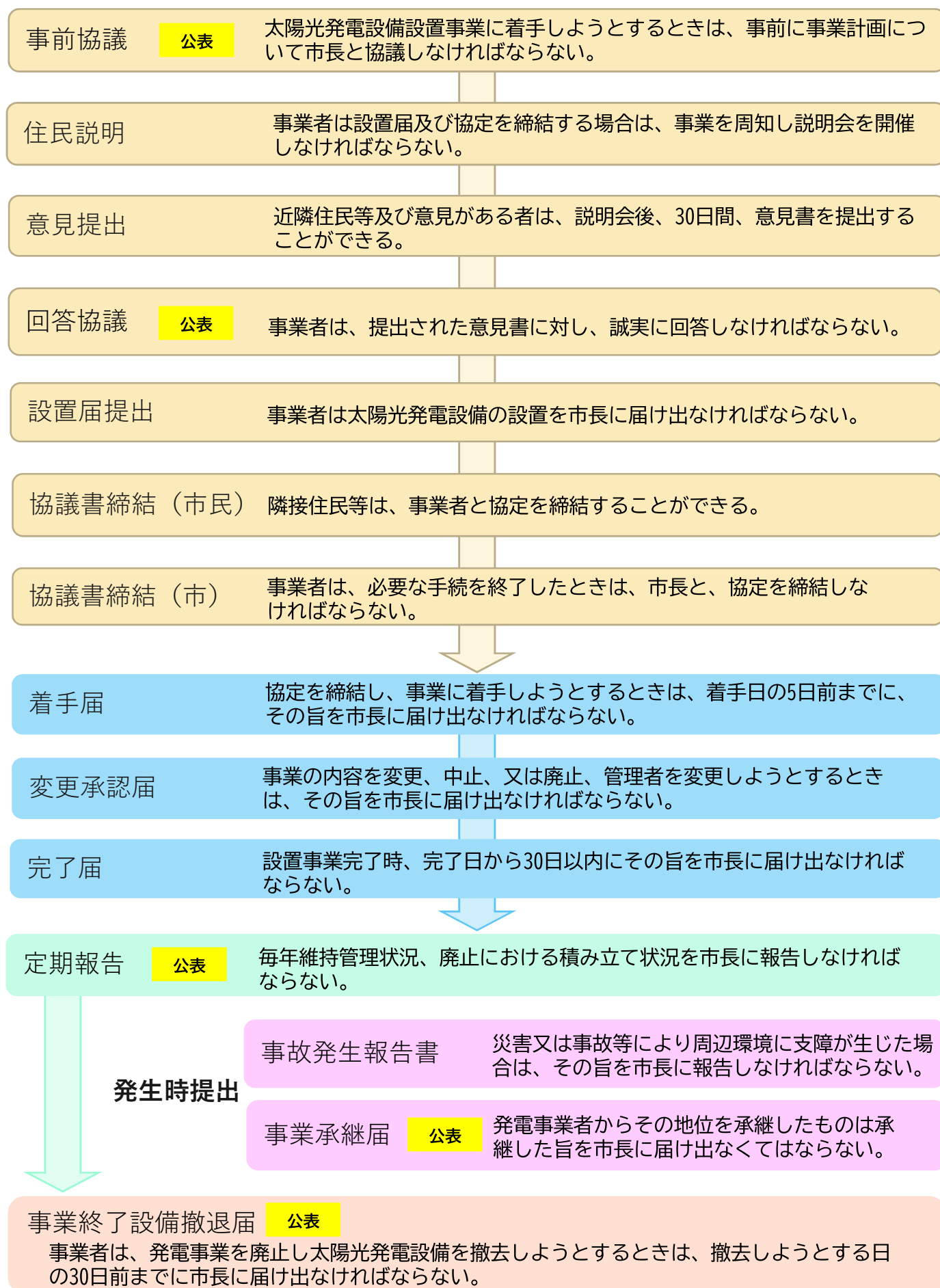
○土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続

- ・ 関係法令、条例の遵守

事業者は、関係法令や市条例の規定に従い、土地及び周辺環境の調査を行うことが必要です。調査を行うことなく、土地所有者と土地売買契約や賃貸契約を締結した場合、トラブルの基になることがあります。締結する前の計画段階で関係法令、条例、必要な措置や手続き等について、関係課に確認及び相談し、関係法令、条例の規定を遵守することが必要です。

区域	担当部署
市条例第8条に該当する禁止区域	4頁に該当する部署
洪水浸水想定区域	塩尻市建設課
農地法第4条第6項第1号ロに掲げる農地	塩尻市農業委員会
自然公園法の普通地域	塩尻市生活環境課
土砂災害警戒区域	松本建設事務所維持管理課 塩尻市建設課 塩尻市危機管理課
鳥獣保護地区及び特別保護地区	塩尻市耕地林務課
長野県立自然公園	長野県環境部自然保護課 塩尻市生活環境課
長野県自然環境保全地域及び郷土環境保全地域	長野県環境部自然保護課 塩尻市生活環境課
長野県水環境保全条例の水道水源保全地区の区域	長野県環境部水大気環境課 塩尻市生活環境課
長野県豊かな水資源の保全に関する条例の水資源保全地域	長野県環境部水大気環境課 塩尻市生活環境課
市条例第8条第1項第2号から第4号区域の敷地境界から30メートル以内の区域	塩尻市文化財課

2-2 事務の手続きの流れ



2-3 設置前の手続き

1 事前協議（市ホームページにて公表）

事業計画を作成した時点で、市へ事前協議の申し入れ協議書の提出をしてください。
設置届を提出する前の段階において、事業が行われる場所、事業規模等などの内容を周知し、地域住民の意見の反映の機会を設けることが事前協議書の作成の目的となります。

・提出書類及び添付書類

提出書類	明記すべき事項	備考
設備事業事前協議書 （様式第1号）	様式記入例参照	市HPへ公表
位置図	事業区域、方位	縮尺1/10,000以上
登記事項証明	発効後3カ月以内の最新情報のもの 事業区域に係る土地すべてのもの	
公図の写し	発効後3カ月以内の最新情報のもの 事業区域、市町村大字字界地番、地籍及び地目	
配置図	事業区域周辺の環境状況が分かるもの	縮尺1/2500以上
土地造成計画平面図 及び断面図	事業区域、事業区域内に設置する工作物、緩衝帯位置・形状・寸法、標識の位置、隣接する道路の幅員及び形状、送電ルート及び送電に係る電柱の位置	
雨水排水浸透計算書 《参考資料》を参照	計画雨水流出量の算定式及び計算結果、浸透施設における処理量及び浸透量の算定式及び計算結果、計算に用いた図書の該当箇所 確率年30年を使用	雨水浸透施設技術指針調査・計画編を参考に調査方法については現地の状況に応じ判断すること
雨水排水計画図 《参考資料》を参照	平面図：施設の種類、位置、寸法（規模）、勾配、流下方向、吐口の位置、放流先の位置及び名称 断面図：施設の種類、位置、材料、内外寸法（規模）、勾配、排水の流下方向 流出係数0.9～1.0を使用 ※他の流出係数と併用も可	雨水浸透施設技術指針調査・計画編を参考 長野県建設部流域開発に伴う防災調節地等技術基準を参考
太陽光発電構造図	太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配、色彩 鉛・カドミウム・ヒ素・セシウムの4物質の含有情報	
現況カラー写真	撮影日が明確になっているもの	
その他市長が必要と認める書類	事業計画書、フェンスなどの構造図、平面図	

2 住民説明

事業内容について隣接住民等との合意形成を図り、理解を得たうえで事業を行うため、事業の概要や防災及び環境への影響等について、隣接住民等へ十分な説明を行ってください。
事前協議書提出後、関係課からの情報を通知しますので、通知受理後、自治会の代表者と打ち合わせを行い、事業区域の境界から50メートル以内に土地を所有される方等を対象として説明会を開催してください。

3 意見提出

隣接住民又は関係住民は説明を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、意見書を事業者へ送付することができます。

4 回答協議（市ホームページにて公表）

事業者は、事前協議の審査により通知を受けた内容に係る意見、説明会において述べられた意見及び意見聴取期間内に送付された意見に対し、回答しなければなりません。

5 設置届提出

事業者は、事前協議の意見及び説明会等による意見に対しての回答書を太陽光発電設備設置届に添付して提出してください。

6 協定書締結（市民）

事業者は、事前協議の意見及び説明会等による意見に対しての回答書を太陽光発電設備設置届に添付して提出してください。

7 協定書締結（市）

事業者は、事前協議の意見及び説明会等による意見に対しての回答書、地域住民と締結した協定書の写しを添付して提出してください。

2-4 設置事業に係る手続き

1 着手届

太陽光発電設備設置事業に着手する日（樹木伐採や資材搬入など太陽光発電設備の設置を前提とした行為を実施する日）の日までに、市へ塩尻市太陽光発電設備設置事業届出書等を提出してください。

2 変更承認願

着手の届出の内容を変更、中止し、又は廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければなりません。ただし、太陽光発電設備の定格出力の増加を伴う変更については、2-3 設置前までの手続きをもう一度行ってください。

3 完了届

事業者は、着手の届出に係る事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日以内に、その旨を市長に報告してください。

2-5-1 設置後における手続き

1 定期報告（市ホームページにて公表）

事業者は、設置事業が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、市長に報告してください。

ア 発電事業に係る太陽光発電設備等の前年度の維持管理の状況について

イ 第4条第5項の撤去費用の確保の状況について

定期報告は、発電事業を終了した後必要となる措置が完了するまで行わなければなりません。市長は、定期報告があったときは、その内容を公表いたします。

2-5-2 設置後の事例発生時における手続き

1 事故発生報告書

事業者は、事故又は災害により、発電設備等に損壊や周辺地域の環境の保全に支障が生じた時は、速やかにその旨を市長に報告しなければなりません。

2 事業承継届（市ホームページにて公表）

事業者又は許可事業者から譲渡、相続、合併その他の理由によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して30日以内に市長に届け出なければなりません。

2-5-3 設置後の事業終了時における手続き

1 事業終了設備撤退届（市ホームページにて公表）

事業者は、発電事業を廃止し、太陽光発電設備等を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の30日前までに、市長に届け出なければなりません。

2-6 施設設置後の環境配慮

施設設置後も長期間にわたり施設が適切に維持管理されるとともに、事業を終了する際には適切に撤去・処分がなされるよう、維持管理の体制や事業終了後の撤去・処分を含めた計画について、施設の設計段階から検討しておいてください。

設計段階で検討した環境配慮の対策は、施設設置後もその機能が維持されるよう、適切に管理してください。また、事業区域内における雑草の繁茂や動物の侵入等により、施設の稼働に影響が出るだけでなく、近隣に迷惑をかける可能性もあることから、長期間にわたり、地域や環境に調和した状態で施設を維持していくため、適切な維持管理計画と体制を検討してください。維持管理において除草剤などの使用は、周辺環境への影響を及ぼす可能性があることや土が弱体化し、土砂災害を発生させる可能性もあることから極力使用を控えてください。使用を確認した場合は、状況に応じて土壌改良等の指導をすることもあります。

太陽光発電設備の破損、騒音の発生その他周辺の環境に影響を及ぼす状況が発生したときに、適切な対策を直ちに講ずることができるよう、外部から見えやすい場所に標識（標識レイアウトは参考資料を確認）を明示してください。

《参考資料》

○太陽光発電設置に係るその他の検討項目

事業内容の、立地場所や周辺環境の条件

設計段階の環境配慮のポイント

①切土・盛土を含む土地造成を行う。

②自然斜面を利用して設置する。

③森林を伐採する。

④近くに住宅や学校、病院等がある。

⑤近くに高速道路や国道、空港等がある。

⑥山の尾根線上や丘陵地、高台に設置する。

⑦周囲に史跡や名勝等、歴史的・文化的な景観又は良好な自然景観がある。

⑧周囲に展望台や峠など見晴らしの良い場所がある。

⑨周囲に眺望が良いとされる道路がある。

⑩森林や草地などの造成されていない土地に設置する。

⑪水面に設置する。

⑫近くに湧水がある。

⑬事業区域内又は隣接して、キャンプ場、海水浴場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等、人と自然との触れ合いの活動の場がある。

①土地の安定性

調査・検討が不十分だと、法面の崩壊等が起きるおそれがあります。

②雨水流出

降雨時に濁水が事業区域外に流れ出て、農地や住宅地に流れ込む可能性があります。また、河川等に排水する場合、水の濁りが問題になる可能性があります。

③騒音

パワーコンディショナ等から発生する騒音が問題となる可能性があります。

④反射光

太陽光パネルによる反射光がまぶしいとして問題となる可能性があります。

⑤ 工事に係る粉じん等、騒音・振動

建設機械の稼働や工事用車両の走行により、粉じん等（土ぼこりなど）や騒音・振動が発生し、事業区域周辺や走行ルート沿道の環境に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 景観

良好な景観が変わってしまう、見えなくなるなどとして問題となる可能性があります。

⑦ 動物・植物・生態系

重要な動植物が生息・生育する場所が消失・縮小したり、環境が変わって影響を与えてしまう可能性があります。

⑧ 自然との触れ合いの活動の場

自然との触れ合いの活動の場が消失・縮小したり、それらの快適性・利用性に影響を及ぼす可能性があります。

①土地の安定性

調査・検討が不十分だと、法面の崩壊等が起きるおそれがあります。

■平らな土地を作るため斜面等の土を切り取る切土や、土地の低い部分に土を盛る盛土を含む土地造成を行う場合、法面の崩壊等により土砂や太陽光発電設備自体が流出しないようにする必要があります。

■切土や盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に設置する場合、雨水や湧水、地下水は地表面の侵食等による崩壊等に繋がり、土地の安定性低下に直接影響を及ぼします。したがって、雨水等の排水対策をしっかりと行う必要があります。

■土地の安定性については、気象や地形、地質等の自然条件の適切な設定や造成設計等、多岐にわたる工学的知見をもって技術的判断を行う必要があるため、判断が難しい場合には、専門家に相談し、適切な対策を講じることが必要です。

■長野県では令和7年5月26日に規制区域を指定し、官地造成及び特定盛土等規制法の運用を開始します。詳細は別紙資料を確認してください。

○盛土規制法の概要

- ・スキマの無い規制
都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途に関わらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
土地造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域で行う盛土等を許可/届出の対象。
- ・盛土等の安全性の確保
規制区域内で盛土等を行う場合は、災害防止の為に必要な許可基準が設定され、あらかじめ許可が必要
施行中・完了時の安全確保として定期報告、中間報告、完了検査を実施
- ・責任の所在の明確化
盛土等が行われた土地では、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有する
災害防止のために必要な時は、土地所有者等だけでなく、原因行為に対しても、是正措置等を命令することができる。
- ・実効性のある刑罰
罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑や罰金刑の水準の強化

(最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下)

※2025年5月1日施行の改正刑法により、「拘禁刑」となります。

②雨水の流出

降雨時に濁水が事業区域外に流れ出て、農地や住宅地等に流れ込む可能性があります。また、河川等に排水する場合、水の濁りが問題になる可能性があります。

■新たに土地の造成を行う場合や、土砂の流出を防ぐ植栽等がない斜面に設置する場合は、降雨時に濁水が発生する可能性があります。特に隣接して農地や住宅地等が立地する場合、工事中を含めて、事業区域からの排水が流れ込むことのないように、排水計画を立てる必要があります。

■また、排水先の下流に、漁業権が設定されていたり、利水が行われていたりする場合においても、「水の濁り」が問題となることに留意が必要です。

■濁水についても土地の安定性と同様に、多岐にわたる工学的知見をもって技術的判断を行う必要があるため、判断が難しい場合には、専門家に相談し、適切な対策を講じることが必要です。

③騒音

パワーコンディショナ等から発生する騒音が問題となる可能性があります。

■太陽光発電施設における騒音源としては、パワーコンディショナ（太陽電池モジュールから発生した直流電気を交流に変換する機器）やパワーコンディショナの熱負荷を減らすための空調機器が挙げられます。

■パワーコンディショナからの騒音は、日射量の変化に伴う太陽光モジュールの出力の変化に応じて変動し、夜間は発電しないため、基本的に昼間の時間帯に限られます。ただし、空調機器については、発電していない時間帯も継続して稼働する可能性があるため、夜間であっても騒音源となり得る場合があります。

■住宅等の近くに太陽光発電施設を設置する際は、騒音源となる設備を住宅等からなるべく離して設置するよう配慮しましょう。

■なお、事業規模、連系区分、システム構成によって、パワーコンディショナ、空調機器以外にも騒音を発生する設備機器が含まれる可能性があるため、設計に際して確認が必要です。

④反射光

太陽光パネルによる反射光がまぶしいとして問題となる可能性があります。

■周辺の建物・施設等の状況や、パネルの設置の仕方によっては、季節と時間帯により、近接する建物や施設等に一時的に反射光が差す場合があります。

■事業区域の周辺に住宅、学校、病院、高速道路や国道、空港等の施設があり、反射光による影響が懸念される場合は、シミュレーションを実施して影響の程度を確かめ、関係者（住民や該当施設の管理者等）に説明できるようにしておく必要があります。

⑤工事に関する粉じん等、騒音・振動

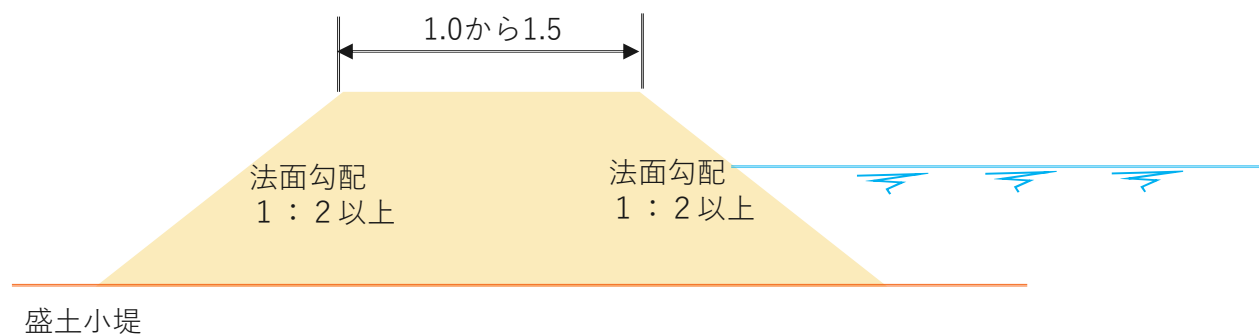
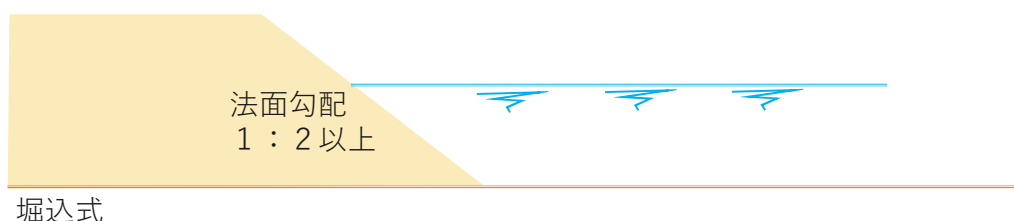
建設機械の稼働や工事用車両の走行により、粉じん等（土ぼこり等）や騒音・振動が発生し、事業区域周辺や走行ルート沿道の環境に影響を及ぼす可能性があります。

■工事の実施に伴い、建設機械が稼働したり、大型の工事用車両が走行すると、粉じん等（土ぼこり等）や騒音・振動による周辺環境への影響が懸念されます。

■近隣に住宅等がある場所で造成工事を実施する場合や、工事用車両の走行ルート沿道に住宅等がある場合は、著しい影響が生じないよう配慮する必要があります。

○地表面貯留施設の構造

地表面貯留施設の構造は、小堤または浅い堀込を原則とする。
オンサイト貯留施設は、基本的に別途の利用目的があることから、貯留可能水深は一般には80cm程度の浅いものとなる。このため、貯留空間を確保する構造としては、盛土、石積、擁壁などの小堤、もしくは浅い堀込によるものとする。
小堤の天端幅は、盛土の安定、貯留時の通路機能確保を考慮して、1m以上取ることとし、特に植栽を行う場合には1.5m以上とする。
石積、擁壁等の構造物による場合には、安全面、景観面に配慮して設計する。
また貯留時の通路を別に確保するものとする。



《参考》長野県建設部 流域開発に伴う防火調整池等技術基準より

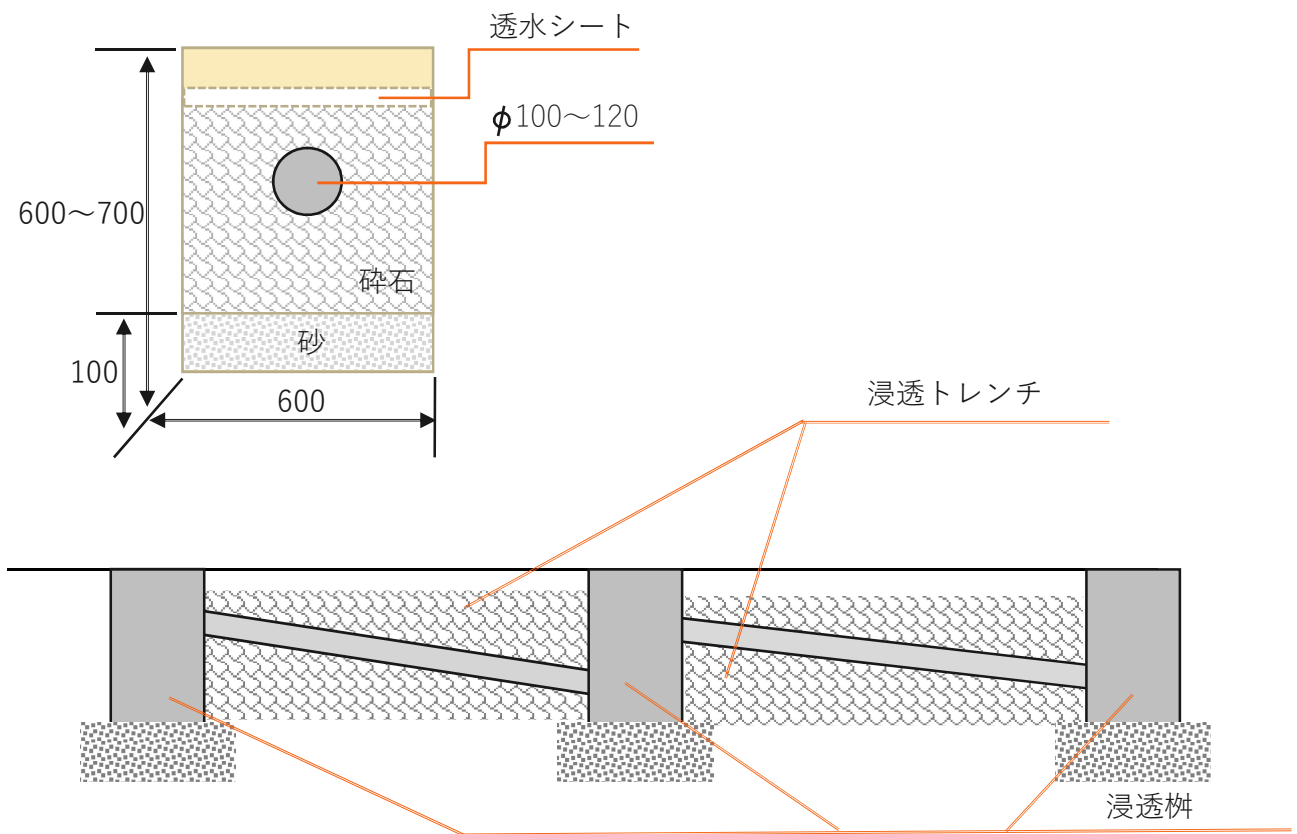
※ 雨量浸透計算により、十分に敷地内処理ができると判断できる際は、敷地外に流れない程度の水深にしてもよい。ただし、その場合は、敷地外に流れないと判断できる書類を作成し、提出すること。

○浸透トレンチの構造

浸透トレンチの構造は、原則として下記によるものとする。

- (1) トレンチ幅は60cm、深さ60～70cmを標準とする。
- (2) トレンチ内には、接続されたマスからの流入水を均一に分散させるため充填された碎石中に透水
管を布設する。管径は10～20cmを基準とする。
- (3) 碎石上面には、透水シートを敷き、普通土で埋め戻す。

浸透トレンチは、浸透法による施設の中でも代表的なものであり、主として、建物回り、広場等で、浸透枳と組み合わせて設置する。



《参考》長野県建設部 流域開発に伴う防火調整池等技術基準より

※ 雨量浸透計算により、十分に敷地内処理ができると判断できる際は、透水管（有孔管）及び浸透枳を布設しなくてもよい。ただし、その場合は、敷地外に流れないと判断できる書類を作成し、提出すること。

① 斜面への設置

- ・ 太陽光発電設備は、土地造成を行わず自然斜面に設置することが可能である一方、傾斜度30 度以上から土砂の流出や崩壊等の発生頻度が高くなる傾向があることを踏まえ、その勾配は30 度未満とする。

- ・ 30 度未満の傾斜地でも、災害の可能性が高い場合は、擁壁や排水施設、法面保護工等の防災措置を講ずることが必要である。

② 盛土・切土

- ・ 太陽光発電設備は、規模に応じて多様な造成が可能であるが、大規模な盛土・切土を伴う土地開発を行う場合は、土砂流出又は崩壊その他の災害の要因となり得るため、原則として、土砂の移動量は必要最小限度とするものとする。

- ・ 盛土による造成を行う場合、盛土高は必要最低限（渓流等では、原則として15m 以下）とし、盛土高が15m を超える場合には、安定計算によって地盤の安定が保持されることを確かめることを基本とする。

- ・ 盛土高が5m を超える場合は、原則として、高さ5m 程度ごとに小段を設置する等崩壊防止の措置を講じることとする。

- ・ 切土高が10m を超える場合は、原則として、高さ5m ないし10m ごとに小段を設置する等崩壊防止の措置を講じることとする。

- ・ 盛土及び切土の法面の勾配は、地形、地質、土質及び気象に加え、盛土高、盛土材料、切土高及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものとするを前提とし、原則として30 度以下になるよう適切に設定するものとする。

- ・ 盛土は、1 層の締固め後の仕上がり厚さを概ね30cm 以下として土を盛り、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置を講じるものとする。

- ・ 大規模な盛土・切土を行う場合には、融雪や豪雨等によって災害が生ずるおそれがないよう、工事時期や工法等について適切に配慮するものとする。

③ 地盤強度

- ・ 土地の安定性を確保する上では、文献調査や現地調査によって、斜面勾配、土質や地層、強度、植生、地下水位、沈下の危険性、断層、地すべり等の地盤状況を把握するとともに、太陽光パネルの設置に起因する地表の侵食、風化の助長、洗掘や雨裂等のリスクの増大といった土地の脆弱性も考慮しながら、地盤強度の評価を行うことを基本とする。

- ・ 盛土が滑り、緩み、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、排水施設の設置等の必要な措置を講じるものとする。

- ・ 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置き換えその他の措置を講じるものとする。

- ・ 特に、軟弱地盤、埋立地、造成地、傾斜地、谷底低地等に該当する脆弱な地盤は、崩壊の危険性が高いため、十分な地盤強度を確保することを目的として、必要に応じ、セメント系固化材の添加や混合、締固め等の地盤改良工法を講じることとする。

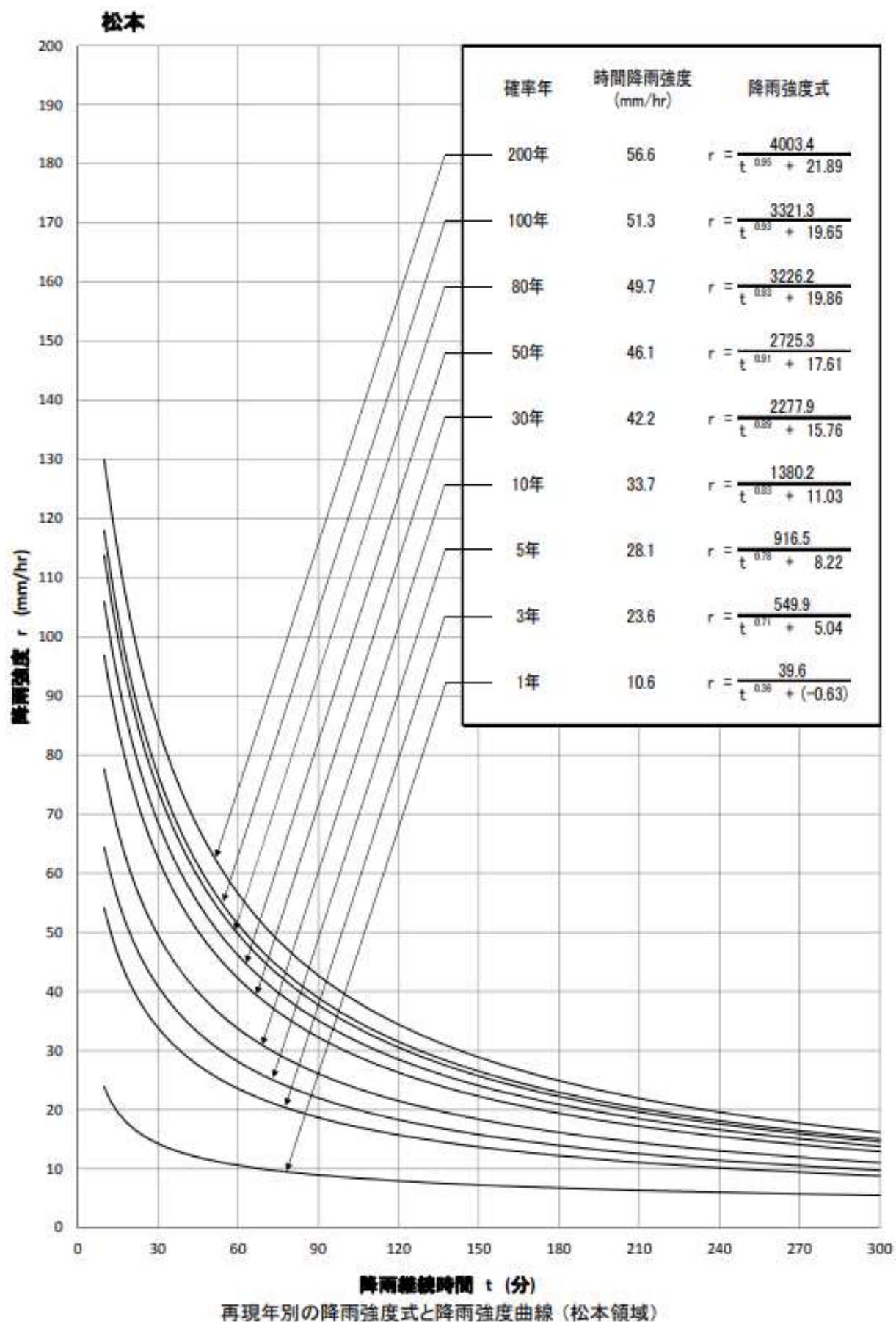
④ 排水対策

- ・ 太陽光パネルの表面又は支柱から地表に集中して流下する雨水による、地表面の侵食や土砂流出等の防止を目的として、傾斜地特有の斜面改変による保水能力低下や雨水の流出量及び流下速度の増大等を水理計算により評価した上で、雨水や湧水等を適切に下流に流下させるための排水施設や、必要に応じて調整池（調節池）を設置するものとする。
- ・ 雨水流出量の評価に用いる流出係数は、不浸透性の太陽光パネルや地表面の状態を考慮し、0.9～1.0 に設定することとする。
- ・ 排水施設や調整池の容量に係る設計雨量強度の基準を設定する上では、近年の降雨形態の変化や地域の特性等を考慮するものとする。
- ・ 雨水の適切な排水に必要な能力及び構造を有する排水施設を計画する上では、河川管理者等と協議の上、降雨強度、集水区域面積、地形及び地質、下流における流下能力等を考慮するものとする。
- ・ 地下水によって土砂の崩壊・流出が生ずるおそれのある盛土の場合には、盛土内に地下水排除工や水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除すること等により、盛土の安定を図るものとする。
- ・ 下流の流下能力を超える水量が排水されることによって災害が発生するおそれがある場合には、調整池等の設置その他の措置を適切に講じることとする。

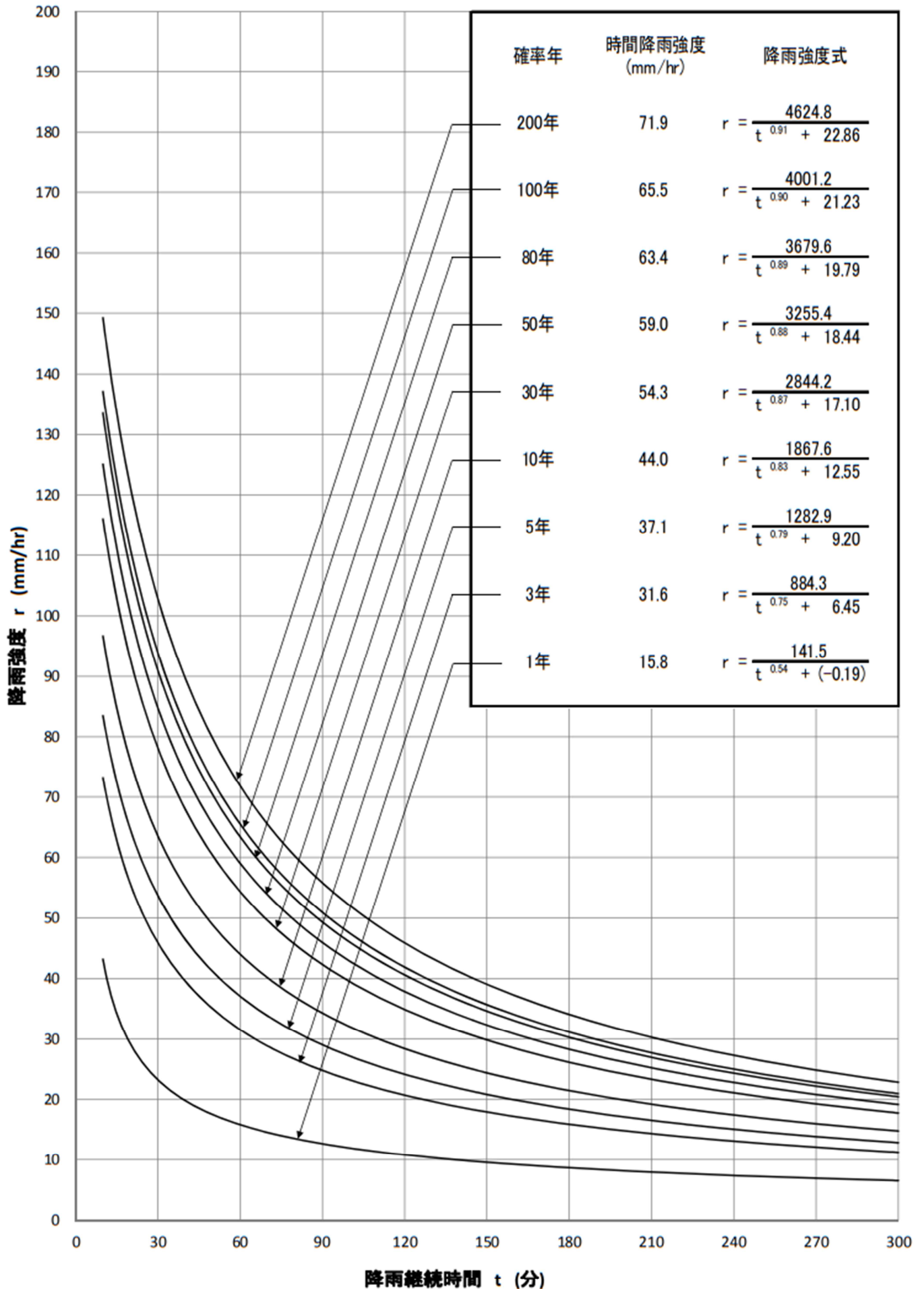
⑤ 法面保護・斜面崩壊防止策

- ・ 太陽光パネルの表面又は支柱から集中して流下する雨水による洗掘や雨裂等の表面侵食防止のため、現地の諸条件や周辺環境、施工後の維持管理等を考慮し、地表面の安定性について工学的検討を行うことが必要である。当該検討結果に基づき、太陽光パネル下の地表面の植生に関する状況も踏まえながら、表面緑化や構造物工による法面保護、擁壁の設置等による斜面崩壊防止策によって、法面の安定性を確保することとする。
- ・ 法面保護としては、斜面の雨水を分散させる柵工や筋工、降雨や凍上等から法面を保護する植生マット等の伏工等の措置を適切に講じることとする。
- ・ 斜面崩壊防止策としては、法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段や排水施設の設置その他の措置が適切に講じられていることを原則とした上で、これによることが困難又は適当でない場合や周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の斜面崩壊防止の措置を適切に講じることとする。
- ・ また、開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤や沈砂池等の設置等の措置を適切に講じることとする。
- ・ アレイの列の雨垂れ箇所等の地表面侵食のおそれがある箇所には、雨どいやU字溝を設ける等、雨水処理を確実に行うものとする。

降水強度



諏訪



再現年別の降雨強度式と降雨強度曲線（諏訪領域）

《参考》長野県内の降雨強度式について【平成28年4月1日適用】より

① 流出係数

種 別	流出係数	摘要
太陽光パネル	0.90～0.95	パネルの傾斜が 20 度を超える場合は 0.95
屋 根	0.85～0.95	屋根素材、屋根勾配により決定
アスファルト舗装	0.85	
砂利道	0.4	
コンクリート舗装	0.8	
水田	0.6	遊休農地等の場合は畑に準じる
畑	0.3	
芝等の地被類	0.05～0.25	合成勾配が 10% を超える場合は 0.25
その他不浸透面	0.75～0.85	合成勾配が 10% を超える場合は 0.85
林地（浸透能力小）	0.6～0.7	※従前が山林の場合で、現地浸透試験結果で得られた透水係数 k により、採用値を決定する。 ※山林を伐採・除根して事業を行う場合は、裸地の流出係数とする。
林地（浸透能力中）	0.5～0.6	
林地（浸透能力大）	0.3～0.5	
草地（浸透能力小）	0.7～0.8	
草地（浸透能力中）	0.6～0.7	
草地（浸透能力大）	0.4～0.6	
耕地（浸透能力中）	0.7～0.8	
耕地（浸透能力大）	0.5～0.7	
裸地（浸透能力小）	1.0	
裸地（浸透能力中）	0.9～1.0	
裸地（浸透能力大）	0.8～0.9	

※浸透能力小： $k \leq 1.000 \times 10^{-5}$ 浸透能力中： $1.001 \times 10^{-5} \leq k \leq 1.000 \times 10^{-3}$

浸透能力大： $1.001 \times 10^{-3} \leq k$

（ k ）：透水係数

種別	流出係数	摘要
太陽光パネル	0.9～1.0	太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について
屋根	0.85～0.95	国土交通省参考資料より引用
アスファルト舗装	0.70～0.95	国土交通省大臣官房館長官繕部整備課 構内舗装・排水設計基準の資料より引用
砂利道	0.30～0.70	
コンクリート舗装 （法面を除く）	0.95	特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16 年国土交通省令第64号）より引用
コンクリート舗装 （法面）	1.00	
水田	0.70	河川砂防技術基準
畑	0.60	
芝等の地被類		
その他不浸透面		
林地（浸透能小）	0.60～0.70	山林を伐採、除根して事業を行う場合は、裸地の 流出係数とする。 浸透能小（山岳地） 浸透能中（丘陵地） 浸透能大（平地）
林地（浸透能中）	0.50～0.60	
林地（浸透能大）	0.30～0.50	
草地（浸透能小）	0.70～0.80	
草地（浸透能中）	0.60～0.70	
草地（浸透能大）	0.40～0.60	
耕地（浸透能中）	0.70～0.80	
耕地（浸透能大）	0.50～0.70	
裸地（浸透能小）	1.0	
裸地（浸透能中）	0.90～1.0	
裸地（浸透能大）	0.80～0.90	

4. 流出係数

流出係数は、路面排水施設など降雨確率の低い排水施設に対して表 4-4-3(a)、(b)を、又カルバートのように降雨確率年の比較的高い排水施設に対して表 4-4-3(c) を使用する。

表 4-4-3(a) 地表面の工種別基礎流出係数

地 表 面 の 種 類			流 出 係 数	採用値
路面	舗砂	装利道	0.70～0.95	0.83
			0.30～0.70	0.50
路肩、のり面など	細粗硬軟	粒土	0.40～0.65	0.53
		粒土	0.10～0.30	0.20
		岩	0.70～0.85	0.78
		岩	0.50～0.75	0.63
砂質土の芝生	勾配	0～2%	0.05～0.10	0.08
		" 2～7%	0.10～0.15	0.13
		" 7%以上	0.15～0.20	0.18
粘性土の芝生	勾配	0～2%	0.13～0.17	0.15
		" 2～7%	0.18～0.22	0.20
		" 7%以上	0.25～0.35	0.30
屋根 間地 芝、樹林の多い公園 勾配の緩い山地 勾配の急な山地			0.75～0.95	0.85
			0.20～0.40	0.30
			0.10～0.25	0.18
			0.20～0.40	0.30
			0.40～0.60	0.50
田、水面 畑			0.70～0.80	0.75
			0.10～0.30	0.20

表 4-4-3(b) 用途地域別平均流出係数

敷地内に間地が非常に少ない商業地域及び類似の住宅地域	0.80
浸透面の屋外作業場等の間地を若干もつ工場地域及び若干庭がある住宅地域	0.65
住宅公団団地等の中層住宅団地及び1戸建て住宅の多い地域	0.50
庭園を多く持つ高級住宅地域及び畑地等が割合残っている郊外地域	0.35

表 4-4-3(c) 流出係数

地表面の種類	流出係数	採用値
路面および法面	0.70～1.00	0.85
急峻の山地	0.75～0.90	0.83
緩い山地	0.70～0.80	0.75
起伏のある土地および樹林	0.50～0.75	0.63
平坦な耕地	0.45～0.60	0.53
たん水した田	0.70～0.80	0.75
市街	0.60～0.90	0.75
森林地帯	0.20～0.40	0.30
山地河川流域	0.75～0.85	0.80
平地小河川流域	0.45～0.75	0.60
半分以上平地の大河川流域	0.50～0.75	0.63

○標識レイアウト

標 識

事業名		
発電事業の概要	設置場所	
	事業区域面積	m ²
太陽光発電設備の定格出力		Kw
設置者	氏 名	
	住 所	
設計者	氏 名	
	住 所	
工事業者	氏 名	
	住 所	
保守点検責任者	氏 名	
	住 所	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
運転開始年月日		年 月 日

※標識の大きさは縦27センチメートル以上、横40センチメートル以上とする

太陽光発電設置に関する各種届出書様式集

様式第1号（第3条関係）

（表）

塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

事業者 住所

氏名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

太陽光発電設備設置事業を行いたいので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり協議します。

1 事業計画

事業名		
事業区域の所在地	代表の 地名地番	
	その他の 地名地番	
施工者	住所	
	氏名	
保守点検責任者	住所	
	氏名	
事業区域の面積		m ²
定格出力		kW
説明会開催予定日		年 月 日
工事着手予定日		年 月 日

(裏)

2 区域の状況

区域	該当の有無
市条例第 8 条に該当する禁止区域	有 ☐ ・ 無 ☐
洪水浸水想定区域	有 ☐ ・ 無 ☐
農地法第 4 条第 6 項第 1 号ロに掲げる農地	有 ☐ ・ 無 ☐
自然公園法の普通地域	有 ☐ ・ 無 ☐
土砂災害警戒区域	有 ☐ ・ 無 ☐
鳥獣保護区及び特別保護地区	有 ☐ ・ 無 ☐
長野県立自然公園	有 ☐ ・ 無 ☐
長野県自然環境保全地域及び郷土環境保全地域	有 ☐ ・ 無 ☐
長野県水環境保全条例の水道水源保全地区	有 ☐ ・ 無 ☐
長野県豊かな水資源の保全に関する条例の水資源保全地域	有 ☐ ・ 無 ☐
市条例第 8 条第 2 号から第 4 号まで及び第 1 2 号から第 1 5 号までに掲げる区域の敷地の境界から 3 0 メートル以内の区域	有 ☐ ・ 無 ☐

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 配置図
- (4) 土地造成計画平面図及び断面図
- (5) 雨水排水計画図
- (6) 太陽光発電設備の構造図
- (7) 維持管理計画
- (8) 現況カラー写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

(様式第2号) (第3条及び第9条関係)

維持管理計画

作成日 年 月 日

事業名		
事業区域の所在地		
事業者の住所、氏名及び連絡先（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、住所及び連絡先）		
保守点検責任者	氏名及び住所	
	電話番号	
事業区域面積	㎡	
定格出力	kW	
維持管理の内容	別紙のとおり	
太陽光発電設備の撤去予定日 (事業終了予定日)		
損害保険の加入状況	☐ 有 ☐ 無 (保険内容 自然災害 電氣的・機械的事故の対応)	
太陽光発電設備を撤去する際の対応		
維持管理計画及び状況の公表方法		

<太陽光発電設備の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容>

<土砂災害等により太陽光発電設備の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容>

<別紙>

太陽光を電気に変換する施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
太陽電池アレイ	☐	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、さび、破損がない。	目視	年一回	
			端子箱に破損、変形がないか			
			フレームに著しい汚れ、さび、腐食、破損がない。			
	☐	コネクタ	破損、変形がなく確実に結合されている。			
	☐	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、さび、破損がない。			
			配線に過剰な張力、余分な緩みがない。			
	☐	電線管	破損、変形、汚損、腐食がなく正しく固定されている。			
	☐	接地線	接地線に著しい破損、断線がなく正しく接続されている。			
			接続部に緩み、破損がない。			
	☐	架台	基礎に著しいひずみ、損傷、ひびなどの破損が進行していない。			
			架台の変形、さび、汚損、さび、腐食、破損がない。			
			積雪による沈降、不等沈降、地盤腐食等などの影響がない。			
			ボルト、ナットの緩みがない。			
			固定強度に不足の懸念がない。			
接続箱	☐	本体	著しい汚損、さび、腐食、破損、変形がない。			
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。			
			雨水、じんあい等の侵入がない。			
	☐	配線	配線に著しい汚損、破損、さび、さびがなく正しく固定されている。			
漏電遮断器	☐	本体	著しい汚れ、さび、腐食、破損、変形などがない。			
	☐	配線	配線に著しいさび、破損がない。			
パワーコンディショナー	☐	本体	著しい汚れ、さび、腐食、さび、破損、変形がない。			
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。			
			コーキングなどの防水処理に異常がなく雨水などの侵入がない。			
			運転時の異常な音、振動、臭い、加熱がない			
	☐	配線	配線に著しい汚れ、破損、汚れ、さび、腐食、破損などがない。			

附属施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
法面・擁壁	☐	切土法面	小段の沈下がない。	目視	年 回	
			排水溝の損傷がない。			
			目地にずれがない。			
			開口量の大きな亀裂が発生していない。			
			吹付工法等の剥離がない。			
			法枠工法等の破断がない。			
			はらみ出しの発生がない。			
			大量の湧水（濁り）がない。			
			崩落がない。			
			上部斜面からの土砂流出がない。			
	☐	盛土法面	小段の沈下がない。			
			段差が発生していない。			
			排水溝の損傷がない。			
			法尻の崩落がない。			
			オーバーフローによる洗掘がない。			
			大量の湧水（濁り）がない。			
			湧水箇所の軟弱化がない。			
		擁壁	亀裂、割れが生じていない。			
			座用、段差、傾斜がない。			
			つなぎ目にずれがない。			
排水設備	☐	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない。			
			亀裂、ずれがない。			
			破損がない。			
			排水設備外への漏水がない。			
調整池	☐	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没、漏水がない。			
			堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没、漏水がない。			
			草木の繁茂がない。			
	☐	基礎	堤体の基礎に漏水、地山のはらみ出し、沈下、崩壊がない。			
	☐	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。			
			越流部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。			
			放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない。			
	☐	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない。			

			呑口部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。			
			吐き口に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。			
			油等の浮遊がない。			
		□ 貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損、湧水がない。			
			天端に損傷、沈下、陥没、損傷がない。			
			貯留部低地に著しい土砂の堆積がない。			
			油等の浮遊がない。			
			下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない。			
		防 護 柵 、 欄	フェンス（防護柵）			
			□	著しいさび、きず、破損、傾斜がない。		
			□	標識（事業計画、注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない。	
進 入 路 ・ 管 理 道	□	通路等	□	開閉に異常がなく施設に問題がない。		
			□	周辺からの土砂の流入、堆積がない。		
			□	事業地周辺への土砂の流出がない。		
			□	雨水等による洗掘がない。		
設 置 地 盤	□	舗装あり地盤	□	草木の繁茂がない。		
			□	亀裂、剥離がない。		
			□	段差、傾斜がない。		
			□	空洞の発生（土砂の流出）がない。		
設 置 地 盤	□	舗装なし地盤	□	隆起の発生がない。		
			□	周辺からの土砂の流入、堆積がない。		
			□	事業地周辺への土砂の流出がない。		
			□	雨水等による洗掘がない。		
				草木の繁茂がない。		

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

（事業者） 様

塩尻市長

塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議終了通知書

年 月 日付けで事前協議のあった太陽光発電設備設置事業について、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第10条第3項の審査が終了したので、同条第4項の規定により通知します。

事前協議終了年月日		年 月 日	受付番号	—
事業名				
事業区域の所在地				
事業区域の面積		㎡		
定格出力		kW		
事業者	住所			
	氏名			
備考				

様式第4号（第5条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議変更協議書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

事業者 住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

事前協議の内容を変更したいので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する
条例第10条第6項の規定により、次のとおり協議します。

事業名		受付番号	—
事業区域の所在地	代表の 地名地番		
	その他の 地名地番		
施工者	住所		
	氏名		
保守点検責任者	住所		
	氏名		
事業区域の面積		m ²	
定格出力		kW	
説明会開催予定日		年 月 日	
工事着手予定日		年 月 日	

様式第 5 号（第 6 条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議中止（取下）届出書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

事業者 住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

事前協議の中止（取下）をしたいので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 10 条第 7 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名			受付番号	—
事業区域の所在地	代表の 地名地番			
	その他の 地名地番			
中止・取下の別		☐ 中止 ☐ 取下		
中止（取下）をする理由				
中止する期間又は取り下げる日		年 月 日（から 年 月 日まで）		
備考				

様式第6号（第8条及び第9条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業説明会開催等報告書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

事業者 住所

氏名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

隣接住民等に対して太陽光発電設備設置事業に係る説明を行ったので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第11条第4項の規定により、次のとおり報告します。

1 説明の概要

事業名	受付番号	—
開催日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで	
開催場所		
参加者数	人	
説明会での質疑応答		

2 添付書類

- (1) 説明に用いた資料
- (2) 議事録
- (3) 回答書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 9 条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置届出書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

事業者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名			受付番号	—
事業区域の 所在地	代表の地名 地番			
	その他の地名 地番			
施工者	住所			
	氏名			
保守点検責任者	住所			
	氏名			
事業区域の面積		㎡		
定格出力		k w		
説明会開催日		年 月 日		
工事着手予定日		年 月 日		
事前協議書との変更点		☐ 有（別添資料のとおり） ☐ 無		
発電出力の用途		☐ 充電 ☐ 自家消費		
備考				

区域の状況

区域	該当の有無
市条例第8条に該当する禁止区域	有 ☐ ・ 無 ☐
洪水浸水想定区域	有 ☐ ・ 無 ☐
農地法第4条第6項第1号ロに掲げる農地	有 ☐ ・ 無 ☐
自然公園法の普通地域	有 ☐ ・ 無 ☐
土砂災害警戒区域	有 ☐ ・ 無 ☐
鳥獣保護区及び特別保護地区	有 ☐ ・ 無 ☐
長野県立自然公園	有 ☐ ・ 無 ☐
長野県自然環境保全地域及び郷土環境保全地域	有 ☐ ・ 無 ☐
長野県水環境保全条例の水道水源保全地区	有 ☐ ・ 無 ☐
長野県豊かな水資源の保全に関する条例の水資源保全地域	有 ☐ ・ 無 ☐
市条例第8条第1項第2号から第4号まで及び第12号から第15号までに掲げる区域の敷地の境界から3.0メートル以内の区域	有 ☐ ・ 無 ☐

(添付書類)

- (1) 位置図
- (2) 登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 配置図
- (4) 土地造成計画平面図及び断面図
- (5) 雨水排水計画図
- (6) 太陽光発電設備の構造図
- (7) 維持管理計画
- (8) 塩尻市太陽光発電設備設置事業説明会開催等報告書
- (9) 現況カラー写真
- (10) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第10条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業着手届出書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

事業者 住所

氏名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

太陽光発電設備設置事業に着手したいので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業計画の概要

事業名		受付番号	—
事業区域の所在地 (代表の地名地番)			
工事着手日	年 月 日		
運転開始予定日	年 月 日		

2 添付書類

- (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項の再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定通知書の写し（同項の再生可能エネルギー発電事業を行う者に限る。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第13条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業変更届出書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

事業者 住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

太陽光発電設備設置事業の内容を変更したいので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名			受付番号	—
事業区域の所在地	代表の 地名地番			
	その他の 地名地番			
施工者	住所			
	氏名			
保守点検責任者	住所			
	氏名			
事業区域の面積		m ²		
定格出力		kW		
工事着手予定日		年 月 日		
運転開始予定日		年 月 日		

様式第 10 号（第 13 条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業中止（廃止）届出書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

事業者 住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

太陽光発電設備設置事業を中止（廃止）したいので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 18 条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名			受付番号	
事業区域の所在地	代表の 地名地番			
	その他の 地名地番			
中止・廃止の別		☐ 中止 ☐ 廃止		
中止（廃止）をする理由				
中止する期間又は廃止する日				
備考				

塩尻市太陽光発電設備設置事業完了報告書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

事業者 住所

氏名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

太陽光発電設備設置事業を完了したので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 19 条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の概要

事業名			受付番号	—
事業区域の所在地	代表の 地名地番			
保守点検責任者	住所			
	氏名			
	緊急連絡先			
事業区域の面積		m ²		
定格出力		kW		
完了年月日		年 月 日		

2 添付書類

- (1) 事業区域内及び事業区域周辺の状況並びにフェンス及び標識の設置等の状況が分かる
現況カラー写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第12号（第15条関係）

定期報告書

年 月 日

報告者 住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

太陽光発電設備の概要

事業名		受付番号	—
運転開始年月日	年 月 日		
廃止予定年月日	年 月 日		
事業区域の所在地 (代表の地名地番)			
太陽光発電設備の定格出力	k W		
事業区域の面積	m ²		
事業者	住所 氏名 電話番号		
保守点検責任者	住所 氏名 電話番号		

苦情・通報対応の有無（有 ・ 無）

苦情・通報年月日	苦情・通報の内容	苦情・通報の対応	今後の対策
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

点検項目 (点検日 年 月 日)

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検結果	対応方法
太陽電池アレイ	☐	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、さび、破損がない。	目視		
			端子箱に破損、変形がないか			
			フレームに著しい汚れ、さび、腐食、破損がない。			
	☐	コネクタ	破損、変形がなく確実に結合されている。			
	☐	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、さび、破損がない。			
			配線に過剰な張力、余分な緩みがない。			
	☐	電線管	破損、変形、汚損、腐食がなく正しく固定されている。			
	☐	接地線	接地線に著しい破損、断線がなく正しく接続されている。			
			接続部に緩み、破損がない。			
	☐	架台	基礎に著しいひずみ、損傷、ひびなどの破損が進行していない。			
			架台の変形、さび、汚損、さび、腐食、破損がない。			
			積雪による沈降、不等沈降、地盤腐食等などの影響がない。			
			ボルト、ナットの緩みがない。			
			固定強度に不足の懸念がない。			
接続箱	☐	本体	著しい汚損、さび、腐食、破損、変形がない。	目視		
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。			
			雨水、じんあい等の侵入がない。			
	☐	配線	配線に著しい汚損、破損、さび、さびがなく正しく固定されている。			
漏電遮断器	☐	本体	著しい汚れ、さび、腐食、破損、変形などが無い。			
	☐	配線	配線に著しいさび、破損がない。			
パワーコンディショナー	☐	本体	著しい汚れ、さび、腐食、さび、破損、変形がない。			
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。			
			コーキングなどの防水処理に異常がなく雨水などの侵入がない。			
			運転時の異常な音、振動、臭い、加熱がない。			
	☐	配線	配線に著しい汚れ、破損、汚れ、さび、腐食、破損などが無い。			

附属施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検結果	対応方法
法面・擁壁	□	切土法面	小段の沈下がない。	目視		
			排水溝の損傷がない。			
			目地にずれがない。			
			開口量の大きな亀裂が発生していない。			
			吹付工法等の剝離がない。			
			法枠工法等の破断がない。			
			はらみ出しの発生がない。			
			大量の湧水（瀾り）がない。			
			崩落がない。			
			上部斜面からの土砂流出がない。			
	□	盛土法面	小段の沈下がない。			
			段差が発生していない。			
			排水溝の損傷がない。			
			法尻の崩落がない。			
			オーバーフローによる洗掘がない。			
			大量の湧水（瀾り）がない。			
			湧水箇所の軟弱化がない。			
		擁壁	亀裂、割れが生じていない。			
			座面、段差、傾斜がない。			
			つなぎ目にずれがない。			
			水抜き穴につまりがない。			
			水抜き穴から異常な土砂流出がない。			
			地山に変形がない。			
排水設備	□	排水溝、橋	水路に落下物等のつまり、堆積がない。			
			亀裂、ずれがない。			
			破損がない。			
			排水設備外への漏水がない。			
調整池	□	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没、漏水がない。			
			堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没、漏水がない。			
			草木の繁茂がない。			
	□	基礎	堤体の基礎に漏水、地山のはらみ出し、沈下、崩壊がない。			

	☐	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			越流部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない。		
	☐	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない。		
			呑口部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			吐き口に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			油等の浮遊がない。		
	☐	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損、湧水がない。		
			天端に損傷、沈下、陥没、損傷がない。		
			貯留部低地に著しい土砂の堆積がない。		
			油等の浮遊がない。		
			下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない。		
防護柵、柵	☐	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない。		
	☐	標識（事業計画、注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない。		
	☐	入口扉	開閉に異常がなく施錠に問題がない。		
進入路・管理道	☐	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない。		
			事業地周辺への土砂の流出がない。		
			雨水等による洗掘がない。		
			草木の繁茂がない。		
設置地盤	☐	舗装あり地盤	亀裂、剝離がない。		
			段差、傾斜がない。		
			空洞の発生（土砂の流出）がない。		
			隆起の発生がない。		
設置地盤	☐	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない。		
			事業地周辺への土砂の流出がない。		
			雨水等による洗掘がない。		
			草木の繁茂がない。		

太陽光発電設備を撤去するために必要な費用その他の太陽光発電設備設置事業の廃止に要する費用の積立状況

積立方法	☐ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23年法律第108号)第15条の12第3項の規定に による解体等積立金の積立て
	☐ その他 ()
	⇒ その他の場合
	費用の見積額 円
	当該年度の積立額 円
	これまで積立額 (累計額) 円

様式第 13 号関係（第 16 条関係）

塩尻市太陽光発電設備（ 災害 ・ 事故 ）等報告書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

事業者 住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 21 条第 2 項の規定により、
次のとおり報告します。

事業名		受付番号	—
事業区域の所在地 （代表の地名地番）			
災害・事故発生日時	年 月 日		
災害・事故の原因・内容			
災害・事故発生回数	回目（複数回あった場合は下の欄記入）		
	過去の災害及び事故発生日（ 年 月 日）		
周辺地域への影響			
応急対応・復旧の状況			
復旧完了日	年 月 日 □完了済み □完了予定		
備考	緊急時の連絡先 （電話番号） （FAX番号） （電子メールアドレス）		

様式第 1 4 号（第 1 7 条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業廃止及び撤退届出書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

事業者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 2 2 条第 1 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

事業名		受付番号	—
事業区域の所在地 （代表の地名地番）			
撤去予定年月日			
太陽光モジュール撤去後の 処理、処分方法	☐ リサイクル・リユースとして処理 ☐ 産業廃棄物として処分		
備考	連絡先 （電話番号） （FAX番号） （電子メールアドレス）		

様式第15号（第18条関係）

塩尻市太陽光発電設備設置事業承継届出書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

承継人 住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

太陽光発電事業を承継したので、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する
条例第23条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		受付番号	—
事業区域の所在地 （代表の地名地番）			
被承継人（前事業者）	氏 名		
	住 所		
承継年月日	年 月 日		
承継の理由			
備考	連絡先 （電話番号） （FAX番号） （電子メールアドレス）		

添付書類

- 1 承継の事実を証する書面の写し（契約書類等）
- 2 その他市長が必要と認める書類

（表）

所属 職名 氏名
立入調査員証 第 号
この者は、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第24条第1項に規定する調査に従事する職員であることを証する。
年 月 日
塩尻市長 印

（裏）

塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（抜粋）
（報告及び調査）
第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 号
年 月 日

勧告書

様

塩尻市長

印

塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 26 条第 1 項の規定により、必要な措置を講ずるよう勧告します。

事業名			受付番号	—
事業区域の所在地	代表の 地名地番			
事業者	住所			
	氏名			
勧告内容				
実施期限		年 月 日		

命令書

第 号
年 月 日

(事業者)

塩尻市長

塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第27条の規定により、次の太陽光発電設備設置事業について、記載のとおり、期限までに必要な対応又は措置を講じることを命じます。

事業名			受付番号	—
事業区域の所在地	代表の 地名地番			
	その他の 地名地番			
施工者	住所			
	氏名			
保守点検責任者	住所			
	氏名			
命令事項				
対応期限	年 月 日			

- この命令に従わない場合は、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第28条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに勧告の内容を公表することがあります。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、塩尻市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告（塩尻市長が代表者）として提起することができます。

第 号
年 月 日

公表理由等通知書

様

塩尻市長

印

あなたは、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わなかったので、同条例第28条第1項の規定に基づき、次のとおり氏名等を公表します。

なお、同条第2項の規定により、弁明をすることができます。

- 1 公表する内容
- 2 公表する理由
- 3 公表の原因となる事実
- 4 弁明書の提出先
- 5 弁明書の提出期限

1-5 禁止区域及び抑制区域について

- ①禁止区域＝条例の対象となる太陽光発電施設を設置することができない区域
②抑制区域＝条件の対象となる太陽光発電施設を原則設置することができない区域
※事前協議書の提出及び土地所有者と契約を締結する前に、必ず事業区域が禁止区域及び抑制区域に含まれているか確認を行うこと。

○禁止区域

法律	内容
砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限するべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物の敷地、同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物の敷地、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観	小野家住宅、堀内家住宅、小松家住宅、嶋崎家住宅、深澤家住宅、手塚家住宅、旧中村家住宅
文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物、同条第2項の規定により指定された特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物	○史跡・特別史跡 ※文化財保護法第109条第1項の規定により指定された塩尻市内の史跡 貝づか、古墳、都城跡、旧宅等 平出遺跡 ○名勝地・特別名勝地 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等 ○天然記念物・特別天然記念物 動物、植物・地質鉱物など
文化財保護法第143条第1項又は第2項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区及び同法第144条第1項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区	周囲の環境と一体化をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群（宿場町・城下町・農漁村など） 塩尻市奈良井伝統的建造物群保存地区、塩尻市木曾平沢伝統的建造物群保存地区
森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画において定められた同条第2項第1号の森林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林	地域森林計画対象民有林において、立木の伐採や開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可や、市町村長への届出等が必要。
農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イに掲げる農地（営農型太陽光発電設備に係る設置事業を実施する農用地等を除く。）	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地
自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第2項の規定により指定された国定公園の区域のうち、同法第20条第1項の規定により指定された特別地域	都道府県知事が国定公園について、その風致を維持するため、公園計画（国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画で環境大臣が決定するもの）に基づいて、その区域内に指定した区域
地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域	地すべり防止区域は、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置する（地すべり対策事業、災害関連緊急地すべり対策事業）とともに、一定の行為を制限する必要がある土地

法律 ※赤字は新規、黒字は抑制区域から移行	内容
河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域及び同法第56条第1項の規定により指定された河川予定地	河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進すること
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地をいう。以下同じ。）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるものに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域	○土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域のなかでも、土砂災害が発生した場合「建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域」で「一定の開発行為や居室を有する建築物の構造が規制されている土地の区域」のことです。
文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により長野県宝に指定された建造物の敷地	小野神社、北熊井諏訪社本殿
文化財保護条例第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物	○県指定史跡 釜井庵 ○県指定天然記念物 贄川とちの木
塩尻市文化財保護条例（昭和42年条例第29号）第4条第1項の規定により有形文化財に指定された建造物の敷地	永福寺観音堂、諏訪神社本殿、鎮神社本殿、麻衣廼神社本殿、観音寺山門、原家住宅、永福寺仁王門、伊夜彦社本殿
塩尻市文化財保護条例第34条第1項の規定により指定された塩尻市指定史跡、塩尻市指定名勝若しくは塩尻市指定天然記念物の存する区域	○市指定史跡 平出の泉とその周辺、郷原宿の区画割と古井戸、小丸山遺跡、平出一里塚、高札場、若神子一里塚、橋戸一里塚押込一里塚跡、東山一里塚、中山道の一里塚、中山道石垣、洗馬焼和兵衛窯跡 ○市指定名勝 長興寺庭園 ○市指定天然記念物 飯綱稻荷神社樹叢、釜の沢マルバノキ自生地、相吉のシダレグリ自生地、池生神社社叢、床尾神社のアサダ大木群東漸寺のシダレザクラ、諏訪神社社叢、鎮神社社叢、麻衣廼神社社叢、権兵衛峠のカラマツ、下西条ウラジロモミ大樹群

○抑制区域

法律 ※赤字は新規区域	内容
水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１４条第１項及び第２項の規定により指定された洪水浸水想定区域	みどり湖、広丘、勝弦、東山地区、比叡ノ山、白川
農地法第４条第６項第１号口に掲げる農地（営農型太陽光発電設備に係る設置事業を実施する農用地等を除く。）	第１種農地（甲種農地を含む）、第２種農地、第３種農地
自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第５条第２項の規定により指定された国定公園の区域のうち、同法第３３条第１項の規定により指定された普通地域	自然公園区域のうち、特別地域及び海域公園地区に含まれない区域のことで、特別地域や海域公園地区が有する優れた自然景観を保護していくための緩衝地帯としての役割を持ち、一定の公用制限のもとで、自然景観の保護を図っていく区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項の規定により指定された土砂災害警戒区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第１項の規定により指定された鳥獣保護地区及び同法第２９条第１項の規定により指定された特別保護地区	特別保護地区の指定状況 塩尻市該当なし
長野県立自然公園条例（昭和３５年長野県条例第２２号）第３条第１項の規定により指定された長野県立自然公園のうち、同条例第７条第１項の規定により指定された特別地域以外の区域	土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害のおそれがある区域」で、土砂災害が発生した場合「住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域」で「警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域」のこと 土砂災害特別警戒区域とは異なり、区域内であっても開発行為や建築物等建築行為は制限されておりません。
長野県立自然公園条例第３条第１項の規定により指定された長野県立自然公園のうち、同条例第７条第１項の規定により指定された特別地域以外の区域	塩嶺王城県立公園の一部
長野県自然環境保全条例（昭和４６年長野県条例第３５号）第７条第１項の規定により指定された長野県自然環境保全地域及び同条例第１５条第１項の規定により指定された郷土環境保全地域	○長野県自然環境保全地域 無し ○郷土環境保全地域 鳥居峠、権兵衛峠
長野県水環境保全条例（平成４年長野県条例第１２号）第１１条第１項の規定により指定された水道水源保全地区の区域	水質の監視及び水道水資源保全地区の指定等について必要な事項を定めること、水環境の保全対策の総合的な推進を図り、県民の健康で文化的な生活を確保する。 水道水源保全地区の指定状況 塩尻市該当なし
長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成２５年長野県条例第１１号）第９条第１項の規定により指定された水資源保全地域	水資源保全地域の指定等について必要な事項を定めることにより、長野県水環境保全条例（平成４年長野県条例第１２号）と相まって、市町村と連携して水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保する。 水資源保全地域の指定状況 塩尻市該当なし
前条第２号、第３号、第４号及び第１２号から第１５号までの区域の敷地境界から３０メートル以内の区域	